



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp  
<http://www.z-hoikushikai.com>

ホームページで、こども家庭庁による

「こども誰でも通園制度(仮称)」説明会 動画を公開中！

<ニュースの内容>

- **こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第4回）が開催される（こども家庭庁）**
- 「こども大綱」が閣議決定される
- 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定される
- 「こども未来戦略」が閣議決定される

## ■ **こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第4回)が開催される(こども家庭庁)**

令和5年12月25日、第4回となる「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」が開催されました（第3回は全国保育士会委員ニュース第34号にて既報）。

検討会では、「こども誰でも通園制度（仮称）」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点が検討されており、第4回検討会では、「中間とりまとめ」について議論が行われました。

「中間とりまとめ（案）」では、制度の意義として、「一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う、いわば『保護者の立場からの必要性』に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』ことを目的としているものである」としています。

そのうえで、「保護者のとつての意義」、「保育者にとつての制度の意義」、「現行の各制度と比較した場合の意義」、「人口減少社会における保育所等の多機能化の観点」を整理するとともに、「こどもの成長の観点からの意義」について下記のとおり整理しています。

(下線、全国保育士会事務局)

### 【こどもの成長の観点からの意義】

- こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、こども誰でも通園制度には以下のような意義がある。
  - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
  - ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること
  - ・ こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと
  - ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものよさを共感してもらう、保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもの出来ていることを伝えてくれることで自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること
- こうしたことを踏まえると、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスなのではなく、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。

また、これまで議論が行われてきた内容に加え、<今後の留意点や検討事項>として、「こども・子育て支援等分科会」で本会村松幹子会長（全保協副会長）から発言した「0～2歳児の年齢ごとの関わり方と留意点について、保育所保育指針等の記載も踏まえた内容となるよう検討すべき」などが記載されています。

そのほか、試行的事業の留意点として、事業実施の方法や障害のあるこどもへの対応、要支援家庭への対応上の留意点が整理されるとともに、「制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項」として、下記事項に言及しています。

### 【制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項】

- ・ 保育者のやりがいや緊張感にも留意した検証
- ・ こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置
- ・ 一時預かり事業との関係
- ・ 利用者の利用可能枠
- ・ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ・ 施設・事業類型ごとの事業実施イメージ
- ・ キャンセル料の取扱い
- ・ 高リスク家庭の利用における支援
- ・ 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備

この「中間とりまとめ」をもって本検討会の目的は果たしたとしつつ、こども家庭庁は、令和5年度内に、こども誰でも通園制度に関する最新の検討状況を本検討会に報告し、必要に応じて「中間とりまとめ」に修正を行うこととされました（これをもって「取りまとめ」とされます）。

また、「こども誰でも通園制度の検討に当たっては、特に現場の意見を丁寧に伺いながら検討していくことが重要であることから、こども家庭庁は、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体との意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである」と締めくくられています。

なお、当日の資料として、「中間とりまとめ（案）」のほか、「試行的事業の実施要綱案概要」が示されており、「実施主体」や「実施方法」、「設備基準及び保育の内容」、「職員の配置」、「保護者負担」、「FAQ」などの案が示されています。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 > ホーム > 会議 > こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会

<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/>

## ■「こども大綱」が閣議決定される

令和5年12月22日、「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」は、こども基本法第9条1項により政府において定めることとされており、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体でこども施策の基本的な方針等を定めています。今後、「こども大綱」に基づき、こども家庭庁のリーダーシップのもと、政府全体のこども施策が推進されていきます。

「こども大綱」の閣議決定を受け、加藤鮎子こども政策担当大臣のメッセージがこども家庭庁ホームページに掲載されました。

そのメッセージのなかにもありますが、「こども大綱」のもとで具体的に進める施策については、今後毎年「こどもまんなか実行計画」が策定され、骨太の方針や各省庁の概算要求などに反映されます。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 > ホーム > 政策 > こども大綱の推進

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>

## ■「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定される

令和5年12月22日、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」が閣議決定されました。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」は、昨年度開催された「『就学前のこどもの育ちにかかる基本的な指針』に関する有識者懇談会」において令和5年3月30日に取りまとめられた、「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針(仮称)の策定に向けた論点整理」に基づき、こども家庭審議会のもとに設置された「幼児期までのこどもの育ち部会」で議論が行われてきました。

今後、このビジョンを全ての人と共有し、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上をめざし、「こどもまんなか実行計画」の施策への反映などが行われていきます。

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
- ※ 児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒ 社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

**目的** 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒ こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

### 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒ 乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



**「アタッチメント（愛着）」<安心>**  
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

**豊かな「遊びと体験」<挑戦>**  
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

### 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒ 育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

### 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒ こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
- ✓ 全ての保護者・養育者とつながること
- ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

### 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒ 社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点  
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要



## 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

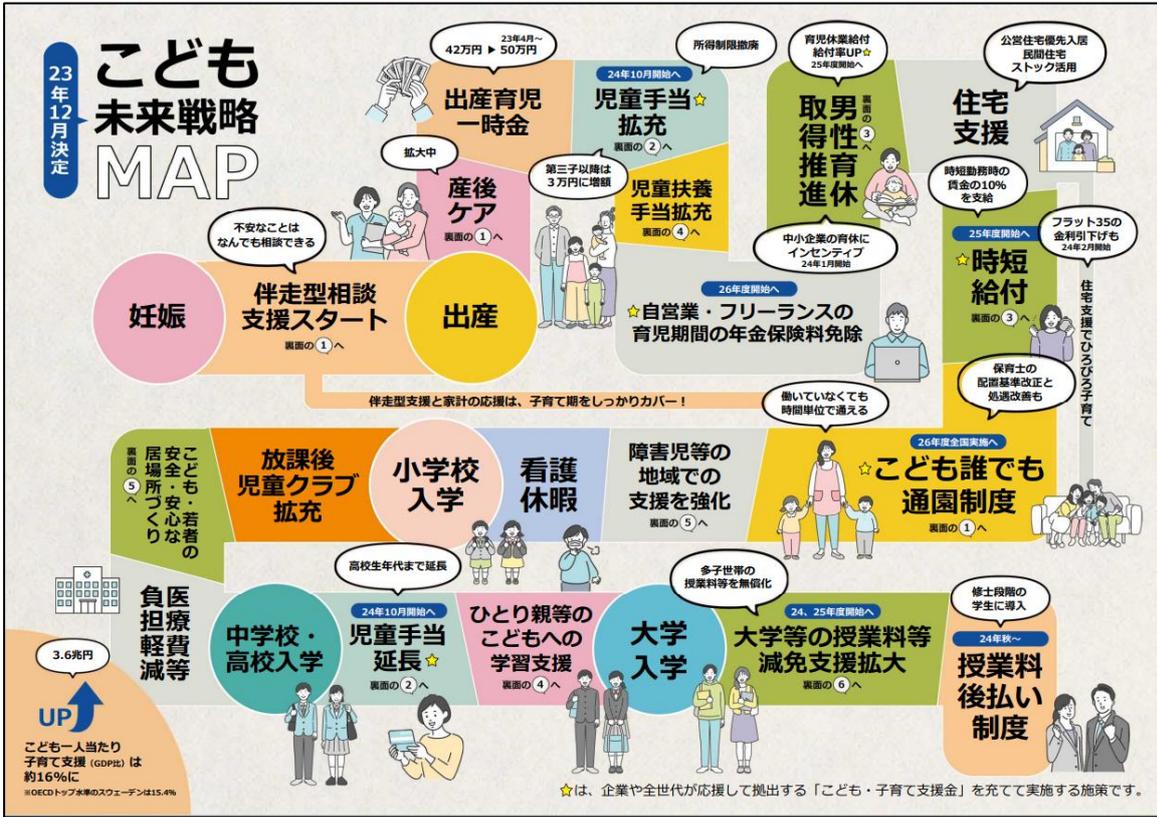
こども家庭庁 > ホーム > 政策 > 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

[https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo\\_sodachi/](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/)

## ■ 「こども未来戦略」が閣議決定される

「全国保育士会委員ニュース第43号」で既報のとおり、令和5年12月22日、「こども未来戦略」が閣議決定され、4・5歳児の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など、令和6年度予算案に反映されています。

「こども未来戦略」の決定にあわせ、こども家庭庁ホームページでは、「こども未来戦略リーフレット」（A3判・両面）が公開されています。



**1** こんなあなたに

産後、子育ての不安が大きい、子どもと遊びたい

**子育て支援の充実**

すべてのこどもと子育てにもっと笑顔を

伴走型相談支援や産後ケア、こども誰でも通園制度で切れ目なく寄り添った育児支援で安心して子育て。すべてのこどもの育ちを応援します。

**2** こんなあなたに

子育てにはお金がかかる

**子育て世帯の家計を応援 児童手当**

児童手当の所得制限撤廃・支給期間延長、第3子以降の大幅増額、住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、年金保険料免除など。あらゆる角度から、子育て家計を応援します。

**3** こんなあなたに

うちの会社、育児制度使ってる人みたことない、夫の帰りはいつも遅い、私たってるのに、ワンオペ育児も辛い

**「共育て」応援します**

育児をとりやすく、時短勤務を選択しやすく。看護休暇をもっととりやすく。学級閉鎖や入学式などでも使える！

**4** こんなあなたに

生活が楽しい、進学したいけれども大丈夫かな

**学びも生活も支援を充実**

ひとり親家庭や貧困に直面するこどもたちが将来の夢を実現できるように

児童扶養手当の拡充や、ひとり親の方への就業支援等の充実、ひとり親家庭などのこどもたちへの学習支援の拡充など、多面的に支援します。

**5** こんなあなたに

こどもも居場所がない、こどもの育ちに不安

**こども・若者や、障害をもったこどもへの地域支援体制強化**

様々な機会・場所での「気づき」から専門的支援にすぐつながる体制に。障害児や医療的ケア児の保育所等の受入体制もさらに充実。こども・若者や、若者の安全な居場所づくりも進めます。

**6** こんなあなたに

この子たちが大学に入った時ちゃんと学費払えるかな

**大学も安心 高等教育費の負担軽減**

多子世帯（扶養親族の子が3人以上の世帯）や理工農系の学生等へ対象が拡大されたり（24年度～）こどもが3人以上いても家庭が負担する大学授業料等が2人以下になつたり（25年度～）など。大学等進学に挑戦できる方が増えます。

詳細はこども家庭庁ホームページをご参照ください。

こども家庭庁 > ホーム > 資料 > こども未来戦略（リーフレット等）

<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai/>